

◆◆海外進出の課税関係◆◆

(税理士法人 ゴーイング 税理士 守屋貴史)

製造コストの問題、課税コストの問題、円高の影響、さらには、放射能汚染の影響により、以前にも増して海外に目を向ける企業が増加しているように思われます。そこで今回は国際税務のうち、法人に関わる部分のみ、その概要についてご説明いたします。

海外進出の形態としては、①単純に営業マンが海外出張する方法、②海外支店等を設ける方法、③子会社又は合弁会社を設立する方法が考えられます。

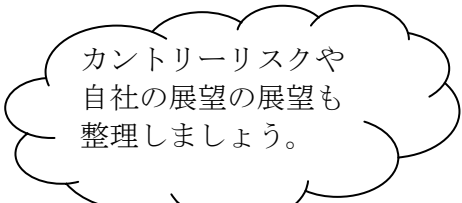
上記①の出張所なども設けずに単発の海外営業活動だけであれば、国外での法人課税は発生しませんが、日本法人においては、国内売上及び国外売上のすべてが法人課税の対象となります。

次に②の海外支店等（PE）を設ける場合には、その現地国でも法人課税を受け、かつ、日本においても国内売上と国外売上の全てについて法人課税の受けることとなります。

ただし、現地国で課税された法人税については、国際的な二重課税が生じますので、外国税額控除を受けることにより、二重課税を廃除することが可能となります。

③の子会社又は合弁会社の設立ですが、法人格が別々となりますので、日本法人側では、日本法人に帰属する儲けについてのみ日本の法人課税を受け、海外子会社については、現地国においてその儲けについて現地国の法人課税を受けることとなります。

子会社方式の方が単純であり、分離して事業展開を行うことが可能ではありますが、資金調達、資金回収、国外送金、移転価格税制、外為法、労働法など様々な問題が生じますので、そのメリットとデメリットについて検討が必要です。



カントリーリスクや
自社の展望の展望も
整理しましょう。



本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川 4-2-32 品川税経会館 2F
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：info-news@nasel.co.jp